

ハイライト:

- ・確定給付企業年金法と確定拠出年金法が成立しました
- ・公的助成金制度で変更が生じています

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
確定給付企業年金と 確定拠出年金	1
政府の緊急雇用対策 に対応する助成金制 度	2

ご挨拶

だいぶ朝晩の風が涼しくなり、もう秋の訪れも間近と思われるようになりました。

第7号では、本年10月よりいよいよ施行される日本版401K = 確定拠出年金及び来年4月より施行される確定給付企業年金並びに政府の緊急雇用対策に対応する助成金制度について取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なさらずお問い合わせ下さい。

よろしくお願いいたします。

公認会計士・AFP 中村元彦

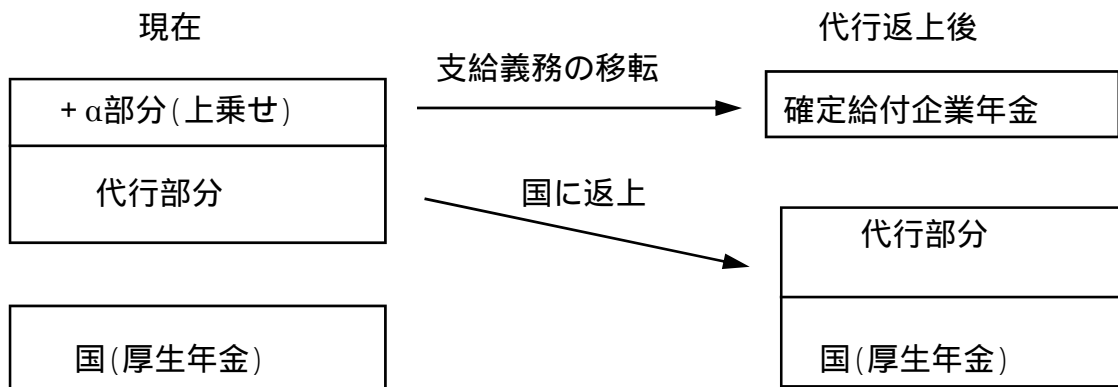
公認会計士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



確定給付企業年金と確定拠出年金(日本版401k)

表題の両年金法は本年6月に成立し、確定給付企業年金は平成14年4月施行、確定拠出年金は平成13年10月より施行となります。

確定給付企業年金は、厚生年金基金等が今まで国に代わり年金給付の代行を行っていた部分を国に返上し、国からの年金(厚生年金)の上乗せ部分のみを運用・確定給付していく制度です。



一方確定拠出年金(日本版401k)は2つのタイプがあり、それぞれの制度の特徴は以下の通りとなっています。

	企業型年金	個人型年金
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 企業型年金を実施する企業に使用される60歳未満の従業員 	<ul style="list-style-type: none"> 自営業者 60歳未満の厚生年金保険の被保険者(除く企業型年金、既存の企業年金の対象者)
拠出	<ul style="list-style-type: none"> 企業が規約に基づき毎月拠出 拠出限度額 企業年金未実施・43.2万円/年 企業年金実施・21.6万円/年 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者は下記金額を任意に決定し毎月拠出 拠出限度額 自営業者等・81.6万円/年 (国民年金基金への掛け金と合算して) 厚生年金保険の被保険者・18万円/月
拠出方法	<ul style="list-style-type: none"> 企業が資産管理機関に掛け金を納付 	<ul style="list-style-type: none"> 自営業者等・本人が掛け金を納付 厚生年金保険の被保険者・企業が従業員給与より天引きして掛け金を納付
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 掛け金を拠出するのは企業のみで、従業員が上乘せすることはできません。 制度を導入していない企業の従業員は加入できません。又公務員も対象外です。 	<ul style="list-style-type: none"> 60歳以上の人や専業主婦、公務員、国民年金の滞納者などは加入できません。

両タイプとも60歳から年金又は一時金として受け取ることができ(加入期間が10年未満の場合は異なります)、税制面でも優遇制度が設けられています。ただし自分で運用商品を決めて運用する年金のため、年金受給額は一人ひとりの運用成果・実績によって変動するリスクを伴っているといえるでしょう。

ホームページもご覧下さい(ただいま新装準備中)
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

政府の緊急雇用対策に対応する助成金制度

失業率が5%を超えた事態を受け、「緊急雇用創出特別奨励金」が全国レベルで発動されました。これは45歳以上60歳未満の非自発的離職者を公共職業安定所の紹介により雇い入れたときに、1人当たり30万円が支給される制度です。北海道・近畿・九州・沖縄の各ブロックで支給されていましたが、今回は全国レベルとなりました。期間は8月29日から平成14年3月1日までとなっています。

この他にも10月からは、「新規・成長分野雇用創出特別奨励金」の助成対象が、民間の人材紹介会社を通じた採用にも広げられる予定です。

その他の助成金の変更も詳細が決まり次第季刊誌を通じお伝えしていきます。

中村公認会計士事務所

埼玉県さいたま市常盤

1-5-22-803

(5/1より市名変更)

電話 048(834)1598

Fax 048(834)1594

Email nakamura-cpa@jcom.
home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。